

県 工 事 検 査 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、工事の適正かつ効率的な施行を確保するため建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）に基づき、工事の検査に関し別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(検査の方法)

第2条 検査は、工事請負契約書、設計図書に基づき、施工管理資料その他の書面について行う検査及び出来高について実地に行う検査により行うものとする。

(検査の種類)

第3条 検査は、完成検査、指定部分（工事請負契約の際に、発注者が設計図書において、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。以下同じ。）に係る完成検査、出来高検査及び中間検査とする。

- 2 完成検査は、工事の完成時に、当該工事の契約の履行確認について行うものとする。
- 3 指定部分に係る完成検査は、県が設計図書において、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の工事（以下「指定部分に係る工事」という。）の完成時に、当該指定部分に係る工事の契約の履行確認について行うものとする。
- 4 出来高検査は、工事の完成前に、既済部分の出来高及び使用材料等について行うものとする。
- 5 中間検査は、工事の施行状況、使用材料、隔地において製造している構造物等その他知事が必要と認める事項について行うものとする。

(検査員)

第4条 工事の検査を行わせるため、検査員を置く。

- 2 検査員は、専門検査員、地方検査員及び特命検査員とする。
- 3 専門検査員は、別表第1に掲げる職にある職員（技術主任主査及び技術主査の職にある職員にあっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）及び知事が任命する職員をもって充てる。
- 4 地方検査員は、別表第2の上欄に掲げる地方機関について、それぞれ同表の下欄に掲げる職員をもって充てる。
- 5 特命検査員は、主務課長又は所長（事務委任規則（昭和35年宮城県規則第77号）の規定に基づき工事の検査を委任された地方機関の長をいう。以下同じ。）が別に職員のうちから任命する。

(工事の検査)

第5条 検査は、所長に委任された検査（以下「委任検査」という。）にあっては地方検査員（知事が別に定める検査にあっては、特命検査員）が行い、委任検査以外の検査にあっては専門検査員が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門検査員又は地方検査員が検査をするものであっても、知事が別に定める検査については、特命検査員に検査させることができる。

(兼職の禁止)

第6条 この規程による検査を行う者は、県請負工事監督規程（昭和39年宮城県訓令甲第5号）第2条に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）と兼ねることはできない。

(検査の立会い)

第7条 検査は、次に掲げる職員の立会いのもとに行うものとする。

- 一 専門検査員が検査を行う場合は、監督職員のうち当該検査に係る工事の主任監督員及び監督員（当該職員に事故ある場合は、主務課長又は所長が指定した職員）
- 二 地方検査員が検査を行う場合は、監督職員のうち当該検査に係る工事の監督員（当該監督員に事故ある場合は、所長が指定した職員）

2 検査には、受注者又は工事請負契約書及び変更契約書の様式（平成8年宮城県告示第412号）様式第1号第11条第1項に規定する現場代理人等及び必要に応じて、製造者又は材料納入者を立ち合わせるものとする。

(検査員の権限)

第8条 検査員は、必要と認めるときは、受注者に対し、構造物の工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

(完成検査等の請求)

第9条 主務課長は、受注者から工事の完成届又は指定部分に係る工事の完成届の提出があったときは、出来高を確認し、遅滞なく、出納局検査課長（以下「検査課長」という。）に対し完成検査又は指定部分に係る完成検査を行うことを請求するものとする。

2 所長は、委任検査以外の検査に係る工事について受注者から工事の完成届又は指定部分に係る工事の完成届の提出があったときは、出来高を確認し、遅滞なく、主務課長を経由して検査課長に対し完成検査又は指定部分に係る完成検査を行うことを請求するものとする。

(出来高検査の請求)

第10条 主務課長は、建築工事又は設備工事（建築工事に附帯するものに限る。）の出来高検査の必要があると認めるときは、検査課長に対し出来高検査を行うことを請求するものとする。

(中間検査の請求)

第11条 主務課長は、中間検査の必要があると認めるときは、検査課長に対し中間検査を行うことを請求するものとする。

2 所長は、委任検査以外の検査に係る工事について中間検査の必要があると認めるときは、遅滞なく主務課長を経由して検査課長に対し中間検査を行うことを請求するものとする。

3 検査課長は、中間検査の必要があると認めるとき（前二項の場合を除く。）は、事前に主務課長又は所長にその旨を通知し、中間検査を行うものとする。

(検査復命及び結果の措置)

第12条 検査員は、検査の結果については速やかに、工事ごとに次に掲げる復命書を作成するものとする。

- 一 完成検査復命書（様式第1号）
- 二 指定部分に係る完成検査復命書（様式第1号の2）
- 三 出来高検査復命書（様式第2号）
- 四 中間検査復命書（様式第3号（甲））（隔地において製造している構造物等の検査の場合にあつては様式第3号（乙））

2 検査員は、検査の結果に基づき改修等の必要があると認める場合には、受注者に対して工事改修等指示書（様式第4号）により改修等の指示を行うものとする。ただし、改修等の内容が軽微なときは、口頭でこれを行うことができるものとする。

- 3 検査課長は、第1項の復命書の写し及び前項の工事改修等指示書を速やかに、主務課長又は所長に送付するものとする。
- 4 主務課長又は所長は、前項の工事改修等指示書の送付を受けたときは、当該工事改修等指示書に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 検査員は、完成検査、指定部分に係る完成検査、出来高検査又は中間検査を行ったときは、工事成績調書（様式第5号）を作成するものとする。

（検査員の心得）

第13条 検査員は、検査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 常に公平かつ温和な態度であること。
- 二 正確な資料又は事実に基づいて厳正に考察すること。
- 三 業務の遂行に支障を与えないように配慮すること。
- 四 不正又は不当の行為を発見した場合はその原因について十分な考察を行うこと。

（緊急措置）

第14条 検査員は、検査に当たり事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに上司に報告し、その指示を受けて、必要な措置を講ずるものとする。ただし、急迫の事情がある場合でそのいとまのないときは、必要な措置を講じその旨を上司に報告するものとする。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

局又は課	職
出納局	技術参事、技術副参事
検査課	課長、技術副参事、総括課長補佐（技術を担当する職員に限る。）、総括技術補佐、技術主任主査、技術主査

別表第2（第4条関係）

地方機関	職 員
地方振興事務所	農業農村整備部、林業振興部及び水産漁港部の技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。以下この項において同じ。）並びに地域事務所の農業農村整備部及び林業振興部の技術を担当する職員。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員に限る。
王城寺原補償工事事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員に限る。
土木事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、電気若しくは機械を担当する職員又は定年前再任用短時間勤務職員に限る。
港湾事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員に限る。

ダム総合事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、電気若しくは機械を担当する職員又は定年前再任用短時間勤務職員に限る。
---------	--

附 則（昭和 39 年訓令甲第 28 号）

この訓令は、昭和 39 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 40 年訓令甲第 11 号）

この訓令は、昭和 40 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（昭和 40 年訓令甲第 21 号）

この訓令は、昭和 40 年 8 月 7 日から適用する。

附 則（昭和 42 年訓令甲第 17 号）

この訓令は、昭和 42 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年訓令甲第 1 号）

この訓令は、昭和 42 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 43 年訓令甲第 11 号）

この訓令は、昭和 43 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（昭和 43 年訓令甲第 18 号）

この訓令は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年訓令甲第 19 号）

この訓令は、昭和 44 年 7 月 21 日から適用する。

附 則（昭和 46 年訓令甲第 20 号）

この訓令は、昭和 46 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年訓令甲第 6 号）

この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年訓令甲第 5 号）

この訓令は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年訓令甲第 9 号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に地方検査員に任命されている職員（改正後の第 5 条第 4 項の規定により地方検査員とされる職員を除く。）は、別に辞令を発せられることなく、この訓令の施行の日において解任されるものとする。

附 則（昭和 62 年訓令甲第 11 号）

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年訓令甲第 14 号）

この訓令は、昭和 62 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年訓令甲第 16 号）

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年訓令甲第 25 号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年訓令甲第 11 号）

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年訓令甲第 13 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年訓令甲第 15 号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年訓令甲第18号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令甲第15号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年訓令甲第22号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年訓令甲第23号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 工事請負契約書及び変更契約書の様式（平成8年宮城県告示第412号）が施行されるまでの間においては、この訓令による改正後の県工事検査規程第7条第2項中「工事請負契約書、変更契約書の様式（平成8年宮城県告示第412号）様式第1号第10条第1項に規定する現場代理人等」とあるのは、「工事請負契約書及び変更契約書の様式（昭和49年宮城県告示第374号）様式第1号第11条第1項に規定する現場代理人等」とする。

附 則（平成8年訓令甲第24号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年訓令甲第24号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年訓令甲第17号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令甲第11号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年訓令甲第35号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令甲第23号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令甲第18号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令甲第24号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年7月14日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前に出来高検査及び中間検査に係る工事成績調書を作成した工事について施行日以降に作成する当該工事に係る工事成績調書については、この訓令による改正後の様式第5号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年訓令甲第30号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令甲第20号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令甲第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前に出来高検査又は中間検査に係る工事成績調書を作成した工事について施行日以降に作成する当該工事に係る工事成績調書については、この訓令による改正後の様式第5号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年訓令甲第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第21号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令甲第11号）

この訓令は、平成25年4月26日から施行し、改正後の県工事検査規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年訓令甲第12号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令甲第15号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令甲第19号）

この訓令は、平成29年10月10日から施行する。

附 則（平成31年訓令甲第12号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令甲第19号）

この訓令は、令和2年4月24日から施行する。

附 則（令和3年訓令甲第31号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令甲第16号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年訓令甲第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、この訓令による改正後の県工事検査規程第4条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の県工事検査規程の規定を適用する。